

鈴鹿市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 8 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 3 3 号

鈴鹿市契約規則の一部を改正する規則

鈴鹿市契約規則（昭和 4 1 年鈴鹿市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（随意契約の手続） 第20条の 3 令第167条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） 契約を締結する前に、契約内容、契約の相手方（以下「<u>契約者</u>」という。）の決定方法及び選定基準、申請方法等を公表すること。 （3） 契約を締結した後に、<u>契約者</u>となった者の名称、<u>契約者</u>とした理由等の契約締結状況について公表すること。 （契約書の作成） 第23条 市長及び<u>契約者</u>は、契約を締結しようとするときは、当該契約に必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。この場合において必要があるときは、契	（随意契約の手続） 第20条の 3 令第167条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） 契約を締結する前に、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準、申請方法等を公表すること。 （3） 契約を締結した後に、<u>契約の相手方</u>となった者の名称、<u>契約の相手方</u>とした理由等の契約締結状況について公表すること。 （契約書の作成） 第23条 市長及び<u>契約の相手方</u>は、契約を締結しようとするときは、当該契約に必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。この場合において必要があるとき

約書に仕様書、設計書及び図面その他の関係書類を添付しなければならない。

2～4 略

(電子契約書の作成)

第23条の2 前条第1項の規定により作成す

ることとされている契約書については、当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

以下「電子契約書」という。)の作成をもつて、当該契約書の作成に代えることができる。この場合において、電子契約書は、当該契約書とみなす。

2 前項に規定するもののほか、電子契約(電子契約書により締結する契約をいう。)について必要な事項は、別に定める。

(契約書又は請書の作成を省略することができる場合)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、第23条の規定にかかわらず、契約書又は請書の作成を省略することができる。ただし、法令の規定によりこれらを作成しなければならない場合は、この限りでない。

(1)～(5) 略

(契約書又は請書の提出)

第25条 契約者は、市長が契約書又は請書の提出時期を別に指定した場合のほか、契約

は、契約書に仕様書、設計書及び図面その他の関係書類を添付しなければならない。

2～4 略

(電子契約書の作成)

第23条の2 前条第1項の規定により作成す

ることとされている契約書については、当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

以下「電子契約書」という。)の作成をもつて、当該契約書の作成に代えることができる。この場合において、電子契約書は、当該契約書とみなす。

2 前項に規定するもののほか、電子契約(電子契約書により締結する契約をいう。)について必要な事項は、別に定める。

(契約書又は請書の作成を省略することができる場合)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、契約書又は請書の作成を省略することができる。ただし、法令の規定によりこれらを作成しなければならない場合は、この限りでない。

(1)～(5) 略

(契約書又は請書の提出)

第25条 契約の相手方(以下「契約者」という。)は、市長が契約書又は請書の提出時期

を締結する旨の通知を受けた日から5日以内（鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。）に契約書又は請書を提出しなければならない。

2 略

（契約の変更）

第26条 略

2 略

3 市長は、前2項の規定により契約の変更をしようとするときは、第23条及び第23条の2の規定に準じ変更契約書又は変更請書を作成しなければならない。

4 略

（契約保証金）

第27条 市長は、契約を締結するときは、契約者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

（1） 略

（2） 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

（3）～（7） 略

2・3 略

（履行遅延に対する違約金）

第43条 略

を別に指定した場合のほか契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内（鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第2号）第2条に規定する市の休日を除く。）に契約書又は請書を提出しなければならない。

2 略

（契約の変更）

第26条 略

2 略

3 市長は、前2項の規定により契約の変更をしようとするときは、第23条の規定に準じ変更契約書又は変更請書を作成しなければならない。

4 略

（契約保証金）

第27条 市長は、契約を締結するときは、契約者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

（1） 略

（2） 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

（3）～（7） 略

2・3 略

（履行遅延に対する違約金）

第43条 略

2 前項の遅延違約金は、契約に基づく対価から控除して充当するものとし、控除する額に満たない場合は、<u>これを追徴しなければならない</u>。この場合において、<u>契約者</u>に対してその旨を通知しなければならない。	2 前項の遅延違約金は、契約に基づく対価から控除して充当するものとし、控除する額に満たない場合は<u>これを追徴しなければならない</u>。この場合において<u>契約の相手方</u>に対してその旨を通知しなければならない。
3 略	3 略

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。